

**福島イノベーション・コースト構想 交流・関係人口拡大に向けた情報発信強化事業
(国内外に向けた情報発信(メディア向け企画広告等の実施)) 委託仕様書**

1 業務の名称

福島イノベーション・コースト構想
イノベ地域の交流・関係人口拡大に向けた情報発信強化事業
(国内外に向けた情報発信(メディア向け企画広告等の実施))

2 事業委託期間

契約締結日から令和4年3月11日(金)まで

3 事業目的

福島イノベーション・コースト構想(以下「構想」という)に共感し、構想に参画する企業等を増やすためには、様々なメディアを通じ、構想に関する取組、成果を積極的に発信していくことが必要である。

一方で、震災から10年が経過するなか、メディアによる本県復興に関する情報発信の機会は減少傾向にあり、構想についても広く認知されているとは言い難い状況にある。

そのため、国内メディアを対象とした現地視察ツアーを開催し、甚大な被害を受けた福島県浜通り地域等(*)において、新たな研究開発拠点の整備と産業集積が進んでいる状況を発信し、構想の認知向上及び情報発信機会の増大を図る。

(*) 浜通り地域等の15市町村

いわき市・相馬市・田村市・南相馬市・川俣町・広野町・檜葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・新地町・飯舘村

4 委託業務内容

国内メディアを対象に、浜通り地域等を視察するツアーを2回以上実施すること。

(1) ターゲット

経済紙、産業紙、ビジネス・経済誌の記者

(2) 業務内容

① ツアー行程の作成業務

福島イノベーション・コースト構想に関する拠点施設や取組を視察する1泊2日の行程を作成すること。なお、行程の作成にあたっては、福島県浜通り地域等において新たな産業集積が進んでいることを分かりやすく伝えることに重点を置くこと。

② ツアー参加者の調整業務

ツアー1回あたりの参加者数を20名とする。(1)のターゲットのうち、事業目的を達成するため効果的と思われるツアー参加候補者のリストを作成すること。なお、候補者選定理由についてもあわせて簡潔に記載すること。

③ ツアー催行業務

ツアー催行にあたっては、旅行業法(昭和27年法律第239号)第十二条の三に定める標準旅行業約款の「受注型企画旅行契約」として実施すること。

ア 当日の移動に係る大型バス及び視察先、食事、宿泊について手配、連絡調整を行うこと。

イ ツアーの告知、参加申込の受付、及び参加者の取りまとめ、連絡調整、最終日程表の

作成、交付を行うこと。

ウ 当日はスタッフを同行させ、添乗業務を行うこと。

エ ツアー参加者に対し、アンケートの実施と集計を行うこと。

(3) 留意事項

- ① 上記の事業目的を達成するために効果的と思われる場合には、独自の企画を提案しても良い。
- ② 福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という）との緊密な連携のもと、適切な企画・運営を行うため、事業全体を管理するための体制を整えること。
- ③ 事業実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症に十分注意し、その対策を講じた上で実施すること。
- ④ ツアー実施にあたっては、訪問先や地元機関等と十分に事前調整を行うとともに、円滑な事業実施に留意すること。
- ⑤ その他、本仕様書に記載していない事項であっても、本事業を行うために必要な作業を実施するものとする。また、本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、機構と協議のうえ決定するものとする。

5 提出書類等

受託者は、委託契約書に定めるものを含め、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの（紙媒体1部）

- ①業務着手届
- ②主任管理者通知書
- ③業務実施工程表（任意様式）
- ④その他、委託者が必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの（紙媒体1部及び電子媒体1部）

- ①業務完了届
- ②業務完了報告書（実績報告書）
- ③上記②に添付する書類
 - ・ ツアー参加者名簿及び参加者アンケート（原本、集計、分析結果）
 - ・ ツアー催行当日記録（文字起こし及び開催概要、写真、映像）
- ④請求書及び請求に係る内訳書（任意様式）
- ⑤その他、機構が必要と認める書類

6 その他、事業実施上の注意点

- ・ 本業務に関わる責任者及び担当者については、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- ・ 受託者は工程管理を適切に行い、無理のないスケジュールで実施すること。
- ・ 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用または借用した第三者のものを除き、機構に帰属するものとする。二次使用が認められないコンテンツがある場合にはその内容等を明示すること。
- ・ 受託者は委託契約書及び委託仕様書に基づき、業務の詳細について機構と協議のうえ決定すること。
- ・ 受託者は機構と定期的に打ち合わせを行い、進捗状況を綿密に報告すること。また、機構の求めがあった場合も報告を行うこと。

- 各種法令を遵守して適切に対応すること。
- 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた時は、双方協議のうえ定めること。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- 「新しい生活様式(*)」に準じ、新型コロナウイルス感染防止対策を講じること。
(*) 「新しい生活様式」：令和2年5月4日 厚生労働省が公表した行動指針